

岩手県告示第594号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、建設業許可・経営事項審査電子申請システムに係る手数料の収納に関する事務を令和6年4月1日次の者に行わせることとした。

令和6年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4	ウエルネット株式会社